

用語の定義について

区 分	定 義
標準財政規模	<p>地方公共団体における一般財源の標準的な規模を示す。</p> $(\text{基準財政収入額} - \text{地方道路譲与税等}) \times 100 / 75 + \text{地方道路譲与税等} + \text{普通交付税}$ <p>地方道路譲与税等は、田川市の場合「地方道路譲与税 + 自動車重量譲与税 + 交通安全対策特別交付金」である。</p>
経常収支比率(%)	<p>毎年度経常的に収入される一般財源が、毎年度決まって支出される経常経費にどの程度充当されているか、その割合を示す指標。</p> $(\text{経常経費充当一般財源} \div \text{経常一般財源総額}) \times 100$
財政力指数 (過去3ヵ年平均)	<p>地方公共団体の財政力を示す指標。</p> $(\text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額})$
公債費比率(%)	<p>地方債発行に伴う毎年度の元利償還金(公債費)の額が適当かどうかを示す指標で、財政構造の弾力性を判断する上で重要な指標。</p> $\frac{X - (B + C)}{D + E - C} \times 100$ <p>X...当該年度の普通会計に係る元利償還額(繰上償還分及び転貸債分を除く)            B...元利償還金に充当した特定財源            C...災害復旧費等の償還費として基準財政需要額に算入された元利償還金に係る交付税措置額            D...標準財政規模            E...臨時財政対策債</p>

公債費負担比率（％）	<p>財政構造の弾力性を判断する指標。 全国的な動向から 15％が警戒ライン、20％が危険ラインとされている。</p> $\left( \text{公債費充当一般財源} \div \text{一般財源総額} \right) \times 100$
起債許可制限比率（％） （過去3カ年平均）	<p>地方債の許可制限に係る指標で、この指標が20％以上になると一般単独事業及び厚生福祉施設整備事業に係る地方債が、また、30％以上になると災害復旧事業を除いたほとんどの地方債が許可されなくなる。</p> $\frac{Y - (B + C + F + G)}{(D + E) - (C + F + G)} \times 100$ <p>Y...当該年度の普通会計に係る元利償還額（繰上償還分及び公営企業償還分を除く） F...事業費補正により基準財政需要額に算入された元利償還金に係る交付税措置額 G...事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出 B, C, D, Eについては公債費比率中の定義と同じ</p>
実質公債費比率（％） （過去3カ年平均）	<p>地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い、従来の公債費比率や起債制限比率に代わる起債制限等に係る指標である。この指標が18％を超えると地方債許可団体に移行することとなり、更に25％を超えると単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となる。 また、許可団体は「公債費負担適正化計画」を自主的に策定することが求められる。</p> $\frac{(Y + H + I + J) - (B + C + F + K + L + M)}{(D + E) - (C + F + K + L + M)} \times 100$ <p>H...当該年度の公営企業会計及び一部事務組合等に係る準元利償還額 ...準元利償還金に充当した特定財源 J...公債費に準ずる債務負担行為に係るもの K...災害復旧費等に係る基準財政需要額に算入された準元利償還金に係る交付税措置額 L...事業費補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金に係る交付税措置額 M...密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金に係る交付税措置額 Y, B, C, D, E, Fについては起債許可制限比率中の定義と同じ</p>